

中央区協議会（中地域分科会）公募委員選考要領

（目的）

第1条 この要領は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第1項第2号に定める推薦者の案の策定における公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について、必要な事項を定める。

（公募委員の定数）

第2条 公募委員の定数は、2人とする。ただし、公募により選考した委員数が定数に満たないときは、当該選考した委員数をその公募における委員の定数とする。

（公募の方法等）

第3条 公募は、「広報はままつ」及び「インターネットの中央区ホームページ」に掲載する等により行う。

2 応募する者は、規定の申込書及び小論文を提出することにより、応募を行う。

（選考の基準）

第4条 公募委員の選考は、小論文をその内容によって採点し、推薦会委員の合計点を応募者の得点とし、全体で得点の多い者を選考する。（ただし、合計点が6割未満の者は選考しない。）

2 推薦会の会長が必要があると認めるときは、応募者の面接審査を行い、面接審査の審査結果を小論文の得点に合算し、選考することができる。

（選考結果に関する情報の開示）

第5条 選考された者について、その氏名を公開することができる。また、応募した者について、本人に対し、得点を開示することができる。

（細目）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月27日から施行する。